

幕別町火入れに関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町火入れに関する条例 (昭和59年12月24日 条例第30号)</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>(許可の要件)</p> <p>第3条 町長は、当該申請に係る火入れが次の各号のすべてに該当する場合でなければ許可をしてはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>火入れ地</u>の周囲の現況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められること。</p> <p>第4条～第8条 略</p> <p>(火入許可証の返納)</p> <p>第9条 火入者は、火入れが終了したとき、又は火入れの許可の対象期間を経過したときは、速やかに町長に<u>火入れ許可証</u>を返納しなければならない。</p> <p>(火入責任者の義務)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 火入責任者は、次条に定める防火の設備及び第12条に定める<u>火入れ従事者</u>の配置が適正になされ、かつ、現地の気象状況に異常が認められないことを確認した後でなければ火入れをしてはならない。</p>	<p>○幕別町火入れに関する条例 (昭和59年12月24日 条例第30号)</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>(許可の要件)</p> <p>第3条 町長は、当該申請に係る火入れが次の各号のすべてに該当する場合でなければ許可をしてはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>火入地</u>の周囲の現況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められること。</p> <p>第4条～第8条 略</p> <p>(火入許可証の返納)</p> <p>第9条 火入者は、火入れが終了したとき、又は火入れの許可の対象期間を経過したときは、速やかに町長に<u>火入許可証</u>を返納しなければならない。</p> <p>(火入責任者の義務)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 火入責任者は、次条に定める防火の設備及び第12条に定める<u>火入従事者</u>の配置が適正になされ、かつ、現地の気象状況に異常が認められないことを確認した後でなければ火入れをしてはならない。</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>第11条 略</p> <p>(火入従事者)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 <u>火入れ者</u>は、くわ・草刈鎌・噴霧器等の消火に必要な器具を、<u>火入れ従事者</u>に携行させなければならない。</p> <p>3 <u>火入れ責任者</u>は、火入れの跡地が完全に消火したことを確認した後でなければ、火入従事者を火入れの現場から退去させてはならない。</p> <p>第13条 略</p> <p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、<u>強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には</u>、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき又は<u>強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたときには</u>、速やかに消火しなければならない。</p> <p>第15条 略</p> <p>(消防署長への通知等)</p> <p>第16条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 前項の場合において、火入者、火入責任者及び<u>火入れ従事者</u>は、当該職員の指示に従わなければならない。</p> <p>第17条 略</p>	<p>第11条 略</p> <p>(火入従事者)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 <u>火入者</u>は、くわ・草刈鎌・噴霧器等の消火に必要な器具を、<u>火入従事者</u>に携行させなければならない。</p> <p>3 <u>火入責任者</u>は、火入れの跡地が完全に消火したことを確認した後でなければ、火入従事者を火入れの現場から退去させてはならない。</p> <p>第13条 略</p> <p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、<u>気象庁が強風注意報若しくは乾燥注意報を発表した場合又はとちまち広域消防事務組合長が林野火災注意報若しくは林野火災警報を発令した場合は</u>、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる場合又は前項に定める場合は、速やかに消火しなければならない。</p> <p>第15条 略</p> <p>(消防署長への通知等)</p> <p>第16条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 前項の場合において、火入者、火入責任者及び<u>火入従事者</u>は、当該職員の指示に従わなければならない。</p> <p>第17条 略</p>